流 に対する附帯 诵 務 の 総 合化 決 議 及 び 効 率 化 の促 進に関する法律及び貨物 自動 車 運 送事業法 の — 部を改正する法 律

参議院国土交通委員会令和六年四月二十五日

政 府 は、 本 法 の 施 行 1= 当たり、 次 の諸 点に つい 、 て 適 切な措置を講じ、 その 運 用 1= 万 全を期 すべきで あ

ت ع 適正 働 寸 た各般 を補うため、 とより、 体を含む関 状 1 を踏まえ、 な運賃収受の 境 ラッ が悪化 その上で、 の ク 支援策を講ずること。特に、女性ドライバーの確保に向けて、 女性が働きやすい労働環境の整備を一層推進すること。 係団 送 しないよう配慮するとともに、 団体及び荷主等の連携及び協力を強化し、トラックドライバーの賃金引できるだけ早期に時間外労働の上限を一般労働者と同様にできるよう、 事 原則として労働基準法が適用されない個人の運送事業者へ貨物が集中し、 トラックドライバー 3実現や物流効率化等1体及び荷主等の連携5 業に つい て は 過労 の人材の確保及び育成のため、 死 の労働環境改善に向けた実効性のある取組を一層強力に ん特: 神疾患な 適宜必要な対策を講ずること。 どの トラックドライバーの 健 康 被 害 が また、二〇二四年問題で不足する 深 て、荷役作業等の省運転免許取得費用の 刻 で あ ij 金引上 手不 関係 げ 軽 当 該· 足 力 化 減 の 省 1= 等の取り 事 原 庁 陥 業者 資となる 推 つ 進 労働 て する め 組 は لح

貨 物 め 賃交渉と適 1 の 適 自 ラ 短 時 動 ツ を全 車運 クド 縮 適 等 切 送事業は な見直 産 の ラ 切)状況 な価 1 均 に 格 法 しを行うことにより、トラック運送事業者が当該運賃を活用して行う荷主との適 並 ついて調 転嫁を実現すること。 に基づく標準的な運賃を毎年見直すとともに、その **ග** 賃 1= 金 に引き上、 水準 査 Į の げられるよう、 向 公表すること。 上 等の また、 観 点 から実運送 実運送事業者における標準的な運賃の収受及び荷待ち 必要な措置を講ずること。 さらに、 事業者におけ その結果を踏ま 効果について検討し、在り方も つる適 え 正 一な運 ラッ 賃 収 クド 受を図るため、 ライ 正な

する荷 め、 で事 等への監視 の 業 代 適 『主等に対-.金法など関係法令に基づく勧告・公表等を積極的に行うこと。 実効性 切な規制措置を導入すること。 を 関係 請 を強 け 行 政機関 を担保 負うことに対する監視を強 化 ل けること。 1= するため、 違反行為を是正し再発を防止するため、 加 ぃえ、 また、 労働者団体を含む関係団体との更なる連携強化を図るとともに、 国土交通 市場運賃を度外視した安価 さらに、当該関係行政機関等において情報収集と共有を図り、 が、 のトラックGメン、 その状況 んを踏ま 貨物自動車運送事業法を始め、 え、「荷主至上主義」の実態から脱却するた な運賃で事業者を募ることや、 厚生労働 中小 企業庁及び 独占禁止 安 価 正 悪質 取 な運 な 引委員 荷 賃

四 どにより、 報収 これ 方貨物自動車運送適正化事業実施機関 取引の適 一体での取 国 i= 土交通 や、 . 向 荷 主 • 正化 強 省 化 組を一層推進すること。 におけるトラックG に向け、 国 及 明 元請事業者等の違反原因行為に係る調 確化を図ること。 び地方貨物自動車運送適正化事業実施機関を活用 :事業実施機関の業務の拡大や体制の抜本強化について検討を進めるとトラックGメンを物流産業全体の健全化に向けた組織とすることや、 メン また、 の 機能 トラック運送事業の近代化や、 を強化 Ļ 査等を補完する体 荷主や元請 事 į 業者等への是 制について、 貨物自動車運送事業者 物流 て検討を進めるととも のサプライチェ 正 指導を徹 調査 蒷 証 底 国及び地 からの の すること。 発行 ン全体

五 ジタル となる 制 定規 管 技術 実に 理 報 簿 事 の 以 のの 活用等を行い、 作成 業者等の取組状況を把 上の荷主等に義務付けられる中長期的な計画の作成や、元請事業者に義務付け 通 |知に当たっては、事業者等にとって過度の負担とならないよう、 及 び下請関係に入るトラック事業者等に対して義務付けられる当該管理簿作 制度が円滑に導入されるよう努めること。また、 .握できるよう、デジタル技術の活用を推進すること。 トラックGメン等が効 ガイドラ イン b ħ 作成に る 成 やデ 必要

六 るため、 ラック運送事業における多重 実運送を行わず利用運送を専門に行う第一種貨物利用運送事業者 下請構 造 の是正を図り、 実運送事業者における適正 (いわゆる「専業水屋」) な運賃収受を実現 す

ても _の 導入も含め必要な対策を講ずること。 を把握 運転者 の運送及び荷役等の 効率化に向けた責務を担わせるよう検討するなど、

七 要と判断された場合には、国の規制事例等を参考にし たに標準的 指すこと。 運送 契 浸透を図るとともに、 約 な運 の また、 書 賃の項目として設定された下請手数料 面 及 当該管理 び 実運送: しつつ、必要な措置 下請次数を二次までとする規制を含め必要な措置を検討すること。 トラックGメン等による監視を徹底 |簿により可視化された多重 体 制 管理 簿 1= つ の い ては、 検討を継 可視 (利用運送手数料) 続 下請構造の実態を分析し、 すること。 化 の ため の また、 併せて運賃収受等に係る実態調 D X の の確実な収受に向け、 推 検 討 進 の結果、 やデー その是正に向 タ等 更なる措 の 加えて、 規 けて諸 制度· 統 上が必 を周 を

八 実施 周知し、 を行うとともに、 されるよう、 ラックドライバ 物流のサプライチェー 必要な支援を行うこと。 取組 関係所管大臣が判断基 が不十分な荷主等に対しては、 ―の荷役・荷待ち時 着荷主を含む荷主や倉庫業者、 ン全体 の また、 最適 ≪準として示せ時間の短縮や− 化 も念頭 荷主等における取組状況についてフォロー 短縮やトラックの 関係省庁と連携しつつ、 す取り組むべき事項にトラックの積載率の向 流通・仲介業者など関係する全ての事業者に当該取組を 物流 業界に おける 一ついて分かりやすく示上等を図るための取組 商 積極的に指 慣行 の 見 直 導、 アップ調 し を実現する 助言等を行うこと。 査 が適確に を定期 適宜 *t*-改 実施 定

九 力 物 を持 流 効 つ商 率 化等(社等についても対象に含めることを検討すること。 の 努力 義務を課す対象に、 運送契約には直接関わりを 持 たな 1) ŧ の の 商 取 引 には 大き な

+きるよう、 努めること。 荷主等に おい 必要な支援を講ずること。 て、 物流 統括管理者として物流改 ま 物 流 統 善の取組を推進できる人材 括管理 者が 実効的 物 . の 確 流 改善に 保、 2取り組 育成を図ることが め る環境

- 事業者に 行 対するパ れ るよう、 、るパレット導入促進等のための支援を行うこと。、チゼーションの推進により荷役等の負担を軽減す 適 切 に指導を行うこと。 により荷役等の負担を軽減するため、フォー また、 荷主におい クリフトの てパ レ ット 免許 の 取 標 得 準 ゃ 化
- 業者 等を行うとともに、 層の活用 路における自動運転 の 中小トラック事業者 のニーズを踏まえた通行経路の拡 更なる活 トラックドライ に向け、 用に資する新たな料 高速道路のサービスエリア・パーキングエリアにおける優先駐車マスの整備や、 多くの企業間 トラックの導 の拘 においても中継輸送の普及、 **東時** の連携が図られるよう支援すること。さらに、ダブル連結トも中継輸送の普及、実用化が進められるよう、必要な助言、 入 蕳 金制度の検討 を短縮 充等に取り組むこと。 中継輸送や自動運転に活用可能な物流拠点の整備 し、労働環境の改善等の働 ・導入に加 実用化が進められるよう、 え、安全面に万全の配 き方改革を進め 慮を図った上での高 る観点 を進めること。 トラックの から、 財政的
- 料」表示の見直しを含め、消費者の物流に対するコスト意識の浸透を図る取組を進めるとともに、 支援するとともに、 対 する社会的な理解の醸成に努めること。 再配 達 |ともに、物流に係る広報に努め、広く消費者に意識改革、行動変容を促すこと。また、「送||率削減緊急対策事業の実施に当たっては、再配達率削減に資する先進的なDX、GXの取 また、「送料 無
- + を失い 積載率 四 -が向上することにより、(載率の向上による物流効 経営環境が悪化しないよう配 向上することにより、規模の大きな事業者等に貨物が集中するなどし、中小零細事業者等が顧客率の向上による物流効率化の推進に当たっては、過積載防止対策について万全を期すこと。また、 慮するとともに、 適宜必要な対策を講ずること。
- 十五 自 動 運 物 車安全管理者講習において、 事業者 軽 自 動 車 の 運送事業における運行 多くを占め る個・ 事業 整備の知識を含む運行管理者並 栄主にお の安全を担保するため、貨物軽自動車安全管理者が受講する貨 いても、 安全管理者 の みの要件を課すこと。 選任、 講習の受講 また、 国土交通大臣 貨物軽

0) 録 故報告が確実に行わ の 作 成 保 存、 貨物運送保険 『運送保険への加入等を図ること。』れるよう周知徹底を図るとともに 底を図るとともに、 運転者の 適性診断の受診、 業務記録及び 事故

需要を生むための方策を検討すること。また、次世代の物流高度化、生産性向上に資する「自動物流道路 湾施設等の必要なインフラの整備等を推進するとともに、荷主、運送事業者等の関係者とともに、 の 構 想について、 物 鉄 道 輸送やす 海 外での事例等も踏まえ、今後の方針・計画を早期に示すこと。 内 航 海 運 等へのモーダルシフトを進めるため、 国土政策の観点も含め、 鉄 道施 新たな 設 ゃ 港

十七 経済産業省 決定した の改正により創設本法に基づく措 荷主等の に基づく措 「物流革新に向けた政策パッケージ」等に基づく諸施策の実施状況等について、 農林水産省、 協 力 ၈ 置 及 延長された措置や、令和五年六月に「我が国 び 本決議な 定期的に検証を行い、 厚生労働省、公正取引委員会等が連携し、 を踏まえた措置 のほ その結果、 か、 平成三十年及び令和五年の貨物自 必要となる措置を速やかに実施すること。 [の物流の革新に関する関係閣僚会議] 物流業界や労働者団体を含む関係団 動 国土交通省、 車運送

右決議する。